

# 平成29年度白井市入札等監視委員会（第2回）

## 会議録

1. 日 時 平成30年1月29日（月） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員  
風間管財契約課長、相馬主査、大重主事
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 議 題
  - （1）平成29年度上半期分の一般競争入札契約の審査
  - （2）平成29年度上半期分の指名競争入札契約の審査
  - （3）平成29年度上半期分の随意契約の審査
  - （4）その他

## 開会

### 《委員長》

それでは、これより議事に入ります。

議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。1点目は質疑等がある場合は、項目ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1 「平成29年度上半期分の一般競争入札契約の審査」について、事務局からの説明を求めます。

## 議題1 平成29年度上半期分の一般競争入札契約の審査

### 《事務局》

それでは、平成29年度上半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたり、抽出した理由を添えていただいておりますので、ご質問に対する回答も併せてご説明させていただきたいと思っております。

説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ページから30ページとなります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

まず、一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

議案説明書の1ページをご覧ください。一般競争入札No.32「車両売払（教育号・大型バス）」についてご説明いたします。

本工種の業種は「車両」又は「不用品買受」で、執行理由は、白井市教育委員会バス「教育号」については、老朽化及び運転士の確保が厳しい状況であるため、平成29年4月以降の運行を廃止したことから、売払により処分するものです。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「車両」、中分類「バス」又は大分類「不用品買受」、中分類「自動車」に登録がある者。その他の要件としまして、「売払い車両の下見会に参加者は必ず参加すること」、「入札の後、落札候補者となった場合、本市指定の誓約書を提出すること」、同じく、「落札候補者となった場合、転売を目的として購入する場合は、古物営業法による売買資格に関する許可書の写しを提出すること」の要件がございました。

入札参加資格者は60者を見込みまして、入札参加資格確認申請書を提出したものが3者、入札参加者数も3者でございました。

続きまして、2ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格58万5,000円に対しまして、入札金額は税抜きで242万円、予定価格よりも413.7%増で売払いとなりまして、契約先はいすゞ自動車首都圏（株）白井支店となりました。

この案件には1つのご質問を委員よりいただいております。質問内容につきましては、「予定価格に比較して落札率が非常に高くなっていますが、予定価格の設定、別の形で

の契約の検討がなされたのか等の事情を説明してください。」というご質問で、予定価格の設定について、設計金額（予定価格）の設定にあたりましては、複数の業者からの参考見積りを参考に設計しており、予定価格の設定には問題ないと考えます。

「別の形での契約の検討がなされたか」について、財産の売払いにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び白井市財務規則第133条により、予定価格が30万円以下は随意契約が可能となっておりますが、その額を超えるものについては、原則一般競争入札としており、別の形での入札・契約形態は検討していないものです。以上が、回答になります。

続きまして3ページをご覧ください。No.4 1「街路樹等管理委託（1号）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「緑地管理・道路清掃」で、執行理由は、都市地域における街路や歩行者専用道路の安全及び快適性の確保を図るため、清掃及び植栽等の通年管理を委託し、良好な住環境の保全及び公共の福祉の推進に資するものです。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「緑地管理・道路清掃」、中分類「樹木管理」及び「害虫駆除（防除業）」に登録がある者となっております。

地域要件につきましては、こちらに記載があります、白井市ほか記載があります市に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者という要件となっております。

実績要件につきましては、平成23年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した、公園緑地等の植栽剪定、薬剤防除、清掃等の管理委託又は街路樹等の剪定、薬剤防除、清掃等の管理委託を完了した実績がある者としています。

その他要件につきましては、当該業務の主任担当者に造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者を配置できる者としています。

続きまして4ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格 税抜きが1,685万2,010円に対し、落札価格が税抜きで、1,228万7,000円で、落札率が72.9%、契約の相手方は（株）田久保造園土木となっております。

この案件には質問をお二人の委員からいただいております。委員から、「落札制限により2番手が落札と説明されていますが、その意味は、予定価格と最低制限価格の範囲で、一番低価格の者が落札するのが常識だと思いますが。」というご質問。

また、委員からは、「最低制限価格の妥当性及び、（株）I. G. Oの落札制限の内容を教えてください。」というご質問です。

まず、委員御二方共通の質問である、「落札制限を設けた経緯と（株）田久保造園土木が落札者となった理由」についてのご説明ですが、街路樹等管理及び公園緑地管理委託の業務につきましては、平成22年度から一般競争入札を導入しまして、街路樹等管理4件（1号～4号）と公園緑地管理委託4件（1号～4号）の合計8案件につきまして地域・区域で分けまして8件として4月の当初に入札を行っています。地域要件につきましては、平成22年度当初につきましては8件ともに白井市の25km圏内としまして、今と同じくそちらに記載されています、白井市以外の25km圏内の市に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者」とし、すべて平成22年当初は市外を含む

地域要件としていました。

しかしながら、平成25年4月1日から、白井市産業振興条例が施行となりまして、市内事業者の受注機会の確保を図るため、この8件のうち、街路樹等管理委託2件、公園緑地管理委託2件の合計4件につきましては、地域要件を「白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者」とし、市内事業者のみ参加できる要件とし、そして他の街路樹等管理委託2件、公園緑地管理委託2件の合計4件については、地域要件をこれまでと同様に白井市の25km圏内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者とし、白井市内の事業者が参加できる案件と市外事業者を含む案件と、市内事業者の受注機会の確保を図るためこのような発注方法としております。

なお、落札制限を設けることにつきましては、公告において、落札者の決定方法の中で、本案件の街路樹等管理委託（1号）、街路樹等管理委託（4号）、公園緑地管理委託（第1号）、公園緑地委託（第4号）については、1事業者が落札候補者となることのできる件数は1件までとすることを公告の方に明記しているものです。

本案件の街路樹等管理委託（第1号）の入札は、1者1件の受注制限を設けた案件となりまして、（株）I.G.Oは予定価格と最低制限価格の範囲で最低価格者になりましたが、既にNo.37の公園緑地管理委託（第1号）において、落札候補者となっていたことから、予定価格と最低制限価格の範囲で2番目の低価格者である（株）田久保造園土木（1,228万7,000円）を落札候補者としまして、最終的に一般競争入札の事後審査後を経て落札者となったものです。

もうひとつの質問の「最低制限価格の妥当性」についてですが、業務委託の最低制限価格につきましては、「白井市業務委託最低制限価格運用要領」において、設計金額に10分の7を乗じて得た額としています。この最低制限価格の算定にあたっては、千葉県の最低賃金等を下回らない金額となること及び、近年の市の業務委託に係る落札率と最低制限価格設定の動向を勘案した結果、このような最低制限価格の設定としているものです。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

#### 《委員》

それでは、私の方から一件。No.32に関してお伺いさせていただきたいのですが、予定価格の設定について、複数の業者の参考見積もりから設定したとありますが、こちらの複数の業者は入札の参加資格者には入っていないということでしょうか。入札の参加見込者には入っていないところから複数選定したということでしょうか。

#### 《事務局》

参加資格者となりうる業者から見積もりを取ってはいけないということはありません。実際にこの案件のバスは日野自動車（株）のバスですので、日野自動車（株）から参考見積もりを徴取し、設計の参考としています。

《委員》

質問させていただいた理由として、No.32のいすゞ自動車首都圏（株）だけが金額が突出して高いのであれば、いすゞ自動車首都圏（株）の（金額の）つけ方の問題かと思いますが、2番手の（株）大洋さんが200万でつけていたものですから、3分の2の業者が高くつけているのはどういった事情かと思ひまして。逆に参考見積もりで日野自動車以外の業者さんが今回の入札には特に参加していなかったのでしょうか。

《事務局》

実際に日野自動車（株）は入札には参加しておりませんでした。

《委員》

No.41の案件に関して、8件のうち、4件を市内・準市内、4件を従来通りの25km圏内の地域の事業者と説明がありましたが、1者1件の受注制限の4件はどのように8件の案件にまたがっているのでしょうか。市内の4件をそのまま受注制限をかけているのか、25km圏内を含めたものになっているのか。どちらに制限を設けているのか読み取れなかったものですから。

もうひとつは、条例で1者1件の受注制限を設けることができるとしているのだと思いますが、これはどういうものが当てはまっているのでしょうか。なぜ8件の内4件だけが制限があるのか、何か合理的な理由はありますでしょうか。

《事務局》

一つ目の質問について、1者1件の制限を定めた案件につきましては、25km圏内の地域要件を定めたものとしています。市内事業者だけの案件につきましても、同日の開札になりますのでそれぞれの事業者の能力によって何件まで受注できるかというのがあると思いますので、入札の参加申請の時に申告していただいている状況です。

例えば、8件のうち2件まで受注可能と申告した場合は、金額の高い順に開札を行いますので、金額の高い2件を落札した場合にそれが25km圏内の案件であれば、2件はとれませんので1件だけとなります。

《委員》

もう一件お願いします。これらの一般競争入札の中で、ある時点で受注したと分かれば、次から入札に入らないということではなくて、参加したもののの中から何件、と申請するものですか。

《事務局》

例えば、8件すべて入札に参加する場合、全て申請はしていただいて、そのうち受注可能なのは1件まで、と申告するものです。先ほども申し上げたとおり、開札時間は金額の高い順に設定されていますので、この場合、最初に高い金額の案件を落札してしまえば、次の案件で最低価格者だったとしても、申請した件数に達しているのも無効となる旨、公告に記載しているところです。

《委員》

そうすると、大きい案件は1件しか受注できないけれども、小さい案件なら2件できる場合でもきりがないので、あくまでも規模の大小に関わらず1件は1件ということですね。

《事務局》

その通りです。

委員の2つ目の質問についてですが、入札方式を以前は指名競争入札としていたことがあったのですが、落札率が高い状態が続き、議会等からも他の発注方法を検討してはどうかと指摘がありました。そこで、一般競争入札に発注方法を変更したのですが、当初は25km圏内のみの地域要件で入札を行っていたところ、市内業者の受注機会が減少してしまい、そのような中で産業振興条例が制定され、他自治体でも、このような公園管理等の委託は市内業者のみの地域要件としているところが多いこともあり、競争性も確保しつつ、市内事業者の受注機会も確保するため、市内事業者のみの地域要件4件、25km圏内事業者の地域要件4件としているものです。

## 議題2 平成29年度上半期分の指名競争入札契約の審査

《委員長》

続きまして、議題2 「平成29年度上半期分の指名競争入札契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

議題2 平成29年度上半期 指名競争入札契約について説明いたします。

資料は6ページをご覧ください。No.61「十余一地区消防センター新築等工事」についてご説明いたします。この案件は、A3の表のNo.5での一般競争入札が不調となったことから、この指名競争入札に切り替えて実施したものとなっております。

本工事の業種は「建築一式工事」、執行理由は、十余一地区の消防団器具庫は、昭和53年に建てられたコンクリートブロック造の器具庫で、車両を保管する機能しかないため、地域防災力の中核として消防団が活動するために耐震性を確保するとともに、団員の装備品を保管できるスペース及び研修室として利用可能な待機室等を備えた施設へと新築するものです。また、同地区の消防水利が不足していることから、既存の防火水槽に加えて、新たな防火水槽を設置し、消防水利の充足を図るものです。

業者選定については、指名業者数は15者、指名理由につきましては、白井市競争入

札参加者適格者名簿の大分類「建設工事」、中分類「建築一式工事」に登録があり、千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者の中から過去の実績を考慮して選定しました。指名業者15者のうち、参加は3者、辞退が12者となりました。

金額につきましては、予定価格税抜きで3,663万円に対し、7ページに移りまして、落札価格は税抜き3,598万円で、落札率は98.2%。落札業者は高野内建設（株）となっています。

本案件についての質問は、1件委員からありまして、「辞退が12社に及んだ理由を教えてください。」というご質問で、本案件につきましては、先ほど申し上げた通り、当初、No.5の一般競争入札にて実施し、参加者は1者で、予定価格と最低制限価格の範囲内とならなかったため、不調となり、指名競争入札に切替えて実施したものです。

辞退した12社の主な辞退理由は、手持ち工事が多く、向こう数ヶ月受注することが困難であるため、この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため、という理由でした。

続きまして、8ページをご覧ください。No.65「プール施設給排水設備等修繕工事」についてご説明いたします。

本業務の業種は「管工事」、執行理由は、昨年度のプール保守点検において、不良判定となった給排水設備について修繕するものです。

業者選定については、指名業者数は5者、指名理由につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「建設工事」、中分類「管工事」に登録がある市内業者を推薦しました。

指名業者5者のうち、3者入札、2者は辞退となっています。

金額につきましては、予定価格税抜きで238万6,000円に対し、落札金額は税抜き235万円で落札率は98.5%、9ページをご覧くださいまして、落札業者は（株）日總となりました。

本案件についての質問は委員から「入札が複数回行われた経緯、最終的に落札した者と253万8,000円で契約した経緯について説明して下さい。」という1件のご質問がありました。

回答としまして、まず入札が複数回行われたこと、契約までの経緯については、当初、5者を指名し、入札を行いました。1回目の入札については、2者は手持ち工事が多く、技術者の確保困難との理由で辞退となり、他の3者については、予定価格内にならなかったため、辞退者を除きまして、1回目の入札最低金額を提示した上で、3者で2回目の入札を実施したものです。

最終的に2回目の入札において、3者のうち、（株）日總のみが予定価格内、他の2者は予定価格超過となり、落札者が決定し、契約したものです。

続きまして、10ページをご覧ください。No.88「下水道事業公営企業法適用支援業務委託」についてご説明いたします。

本業務の業種は「土木関係建設コンサルタント業務：下水道」、執行理由は、平成32年度から下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用するため、下水道事業地方公営企業会計法適用支援業務を委託するものです。

業者選定については、指名業者数は12者で、指名理由につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務：下水道」に登録がある者のうち、県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）があり、下水道公営企業法適用化に実績のある者を推薦しました。

指名業者12者中8者入札、4者の辞退となっています。

金額につきましては、予定価格税抜きで4,885万円に対し、落札価格は税抜き2,840万円で、落札率58.1%、11ページをご覧くださいまして、落札者はアジア航測（株）千葉支店となりました。

本案件についての質問は、2件、委員よりいただいております、「業務内容はどのようなものか」及び「下水道事業会計の現状と今後の見通しについて」となっています。

まず、下水道事業を公営企業法に適用することはどういうことかということで、ページが前後しますが、14ページに参考として、「地方公営企業法とは」という資料を付けております。

水の供給や下水の処理などのサービスは地方公共団体が経営する企業活動ということでそれを「地方公営企業」と呼んでいます。一般行政事務の規程を下水道事業に適用してしまうと、効率的な事業運営ができないとして、公営企業会計に移行するものとなります。

図にもありますとおり、地方公営企業法に適用するのはどのようなサービスかと申しますと、図の一番左のとおり、水道などは法により「当然適用事業」となっていますが、今回の下水道については、図の一番右のとおり、「非適用事業」になっています。

しかしながら、11ページの一番下の段落から記載があるように、総務省から通知があり、人口3万人以上の市区町村は平成31年度までに公営企業会計に移行するよう要請されているもので、任意適用事業として、法適用することになるものです。

それでは、ご質問の「業務内容について」ですが、概要を説明させていただきます。内容としましては、11ページにあるとおり、固定資産台帳調査及び評価、公営企業会計移行に伴う移行支援、財務会計システム導入検討、下水道事業固定資産台帳システム構築となっており、白井市が経営する公共下水道事業について地方公営企業法を適用するにあたり、これらの業務でシステムなどの構築をすることにより、財務状況を明確化し、透明性の高い持続可能な経営を実現することを目的としています。

次に2つ目の質問の「下水道事業会計の現状と今後の見通し」についてですが、12ページから13ページをご覧ください。

まず、下水事業には大きく分けて、汚水施設と雨水施設があります。汚水施設は整備計画に対しての整備率は55.6%ですが、市の人口に対して整備済み区域内人口の普及率は83.3%となっており、県内の公共下水道実施市町村35市町村中、14位の普及率と担当課より聞いております。

雨水施設につきましては、既存の道路側溝、水路はあるのですが道路冠水被害がたびたび発生するため、浸水対策を進めている状況です。

また、将来、下水道の管渠の耐用年数といわれる50年を超えるものが、平成37年度には13.9%、平成47年度には40.6%を占めるということで、今後は、この管渠やポ



ンプ場施設を適切に維持管理していくことが重要な課題となっており、この法適用を行い、下水道施設を資産として捉えて、施設の劣化や損傷を将来にわたり予測して効果的、効率的な維持管理をいかにできるかが早急な課題となっています。

また、今後は、合併処理浄化槽による汚水処理を見据えて、新規の下水道管整備を必要最小限にとどめるなどの検討も必要であるとしています。

13ページにいきまして、ここでは、下水道事業の歳入・歳出を記載しており、表の下のほうの収支差し引きをみていただきますと、平成28年度はマイナス300万円ですが、前年度の繰越金により実質収支は1,700万円のプラスとなっている状況です。

今後歳入は、人口減少により、下水道使用料の減少が見込まれるということと、開発も少なくなりますので、下水道管整備による受益者分担金・負担金も多くは見込めない状況となってきます。

このことから、歳出の多くを占める「総務・維持管理費」をどう効率化をしていくかが最大の課題となります。

次に、15ページをご覧ください。No.89「白井市下水道ストックマネジメント実施方針策定業務委託（H29）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「土木関係建設コンサルタント業務：下水道」、執行理由は、今後、下水道施設の老朽化に伴い改築・更新需要量の増加が見込まれる中、限られた財源の中で、適正かつ効率的に維持管理するため、ストックマネジメントを導入、実施することから、施設管理の目標設定、長期的な改築事業のシナリオ設定、点検・調査・計画の策定等を行うものです。

業者選定等については、指名業者は10者で、入札参加者数も10者です。

指名理由は、本業務の遂行にあたっては、下水道法の関係法令や計画・技術等、下水道業務を広範囲に熟知していることが要求されるため、白井市入札参加者適格者名簿、大分類「土木関係建設コンサルタント」中分類「下水道」に登録がある者のうち、下水道計画の業務実績がある者を推薦しました。16ページにいきまして、金額につきましては、予定価格税抜きで3,817万円に対し、落札価格は税抜き1,780万円で、落札率46.6%、契約の相手方はアジア航測（株）千葉支店となります。

本案件についての質問は、「落札率が46.6%と低い理由を教えてください」とのご質問を委員よりいただきました。

回答につきましては、「設計金額（予定価格）」については、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」を基本とするとともに、千葉県の積算基準の単価を採用し、一部の工種（施設情報の電子データ化）は、3者からの参考見積りを参考として設計金額を積算しております。

落札率が低い理由につきましては、入札した業者の企業努力、受注意欲が高いためと推測されます。

続きまして、17ページをご覧ください。No.74「白井市民プールスライダー改修工事実施設計委託」外、ご覧の測量・コンサルタントの案件8件について、委員より、「いずれも測量等コンサルタントの項目で落札率が50%台より下回るものですが、予定価格の設定について問題があったか、落札者はきちんと仕事をしたかについて説明ください。」

とのご質問がありました。

こちらについては、回答のみ記載とさせていただきます。まず、業務の履行状況についてですが、ご覧の回答のように業務が完了したものと業務継続中のものがありますが、基本的には、回答にもありますとおり、契約の適正な履行を確保するため、委託業務の監督については、主任監督員（当該委託業務主管主任）及び担当監督員（当該委託業務担当者）により、履行過程において、受注者に対し必要な協議、指示、承諾等の処理を行うとともに、業務の進捗状況の管理、設計図書や仕様書の記載内容と履行内容との確認を行っています。

また、業務が完成したときには検査員（当該業務主管課長）が監督員からの聞き取りや書類（成果物等）の検査を実施し、適正な履行を確認しております。完了したものは検査を実施した結果、設計どおり、契約が履行されていることを確認しております。

また、履行途中のものについても、進捗状況の管理を監督員が行っており、検査時にも適正な確認を行ってまいります。18ページにいきまして、「予定価格の設定に問題がなかったか」についてですが、それぞれ設計方法がことなりますが、No.75、77、78、82、88については予定価格（設計金額）については、「千葉県公共建築設計業務等積算基準」により設計しており、問題ないと考えております。

No.74、76については予定価格（設計金額）については、参考見積りを複数の業者（3者）から徴取しまして、これらを参考として設計しており、問題ないと考えます。

No.89については設計金額（予定価格）については、公益社団法人 日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」を基本とするとともに、千葉県の積算基準の単価を採用し、一部の工種（施設情報の電子データ化）は、3者からの参考見積りを参考として設計金額を積算しており、問題ないと考えております。

No.90については予定価格（設計金額）については、国の地質調査積算基準により設計しており、特に問題ないと考えます。

以上の回答となりまして、指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

#### 《委員》

No.74・76の予定価格について、伺いたいのですが、この予定価格に対して御回答だと参考見積もりを複数の業者から徴取し、とありますが、No.74・75の入札された業者さんの中に参考見積もりを出された業者さんはいらっしゃるのですか。というのも、もし私が業者側で業務を受注したいと考えた時に、自分で意図的に予定価格を調整することも考え得ると思ひまして、今回はどうだったのでしょうか。

#### 《事務局》

見積もりを取った業者は参加されていると思います。

《委員》

今の質疑と共通するところかもしれませんが、物を買う場合は設計金額と比べてあまりかい離はないと思うのですが、No.89の実施方針策定業務、実施設計委託について、予定価格と実際の落札価格は時間や人口が想定していたよりも効率的に積算できた場合は設計金額とかい離してくることがあるのでしょうか。何回か委員をさせていただいている中で、落札率が低いものについて気になっているところです。こういったコンサル等の机上で行う業務については半分以下で落札できるということなののでしょうか。

《事務局》

例えば、No.88、89の業務については、アジア航測（株）やオリジナル設計（株）は低い価格の入札となっていますが、それ以外の参加者は予定価格に近い、ないしは高い金額で入札していますので、推測になりますが、特に入札額の低い2者は企業努力によるものや、競争性が働いてこのような結果となったのではと考えられます。

《委員》

No.88の公営企業法の適用に関しまして、事前の質問に対する回答を頂きまして、それに関する質問はございません。私から一つ意見がございまして、回答は不要と考えておりますが、お二人の委員からも質問があり、落札率が低いことに関して質問が出ていますが、何年前かに白井市の近郊の市町村の状況を調べたところ、白井市と規模的に同程度のところは測量コンサルについて最低制限価格を設けていないということでしたが、ずっと規模が大きい市町村については測量コンサルについても最低制限価格を設けて制限価格以下のところは契約していないという説明で、だいたい市町村で横並びということは理解しましたが、依然として落札率が低い状況が続いていまして、皆さんも心配していますように内心心配しているところです。白井市と同程度のところをみて横並びで対応しようというスタンスを尊重しているところですが、将来的には土木建築等の設計委託についても最低制限価格を導入する流れがあるというところで、準備をして随時情報収集して先頭に立って導入するくらいの検討をしていただきたいと、意見を申し上げます。

### 議題3 平成29年度上半期分の随意契約の審査

《委員長》

それでは、続きまして、議題3 「平成29年度上半期分の随意契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

議題3 平成29年度上半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。No.155 「地域包括支援センター業務委託」についてご

説明いたします。

執行理由は、高齢者人口の増加に伴い、平成29年度から地域包括支援センターが担当する市内区域を再編し、2圏域から3圏域とした。1か所直営、2か所委託により業務を行うことから、2圏域の包括的支援業務を介護保険法に基づく事業者へ委託するものです。

随意契約理由は、今回のご質問の回答と重なりますが、地域包括支援センター業務は、高齢者の総合相談、実態把握、ケース対応、介護サービスの調整などがあり、従来から地域包括支援センターの各地域における窓口（在宅介護支援センター）として、これらと同様の業務を実施してきた実績を持つ市内の社会福祉法人又は医療法人が委託先として望ましいことから、その性質上、競争入札には適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約案件としました。

金額につきましては、2つの委託先のうち、①につきましては設計金額税抜きで9,679万1,000円に対し、契約金額も税抜きで、9,679万1,000円、落札率は100%です。

②は設計金額税抜きで9,711万5,000円に対し、契約金額も税抜きで9,711万5,000円、落札率は100%となっています。

契約の相手方は①が社会福祉法人 阜仁会、②が社会福祉法人 神聖会となっています。20ページをご覧ください。

本案件に対するご質問につきましては、「それぞれの社会福祉法人の特徴、随意契約した理由を教えてください。」とのご質問が委員からありました。

まず、随意契約になった理由については、先ほども申し上げたとおりとなりまして、省略させていただきます。

そして、それぞれの社会福祉法人の特徴については、21ページをご覧ください。

①の社会福祉法人 阜仁会につきましては、比較的設立が新しいのですが、平成26年に設立となり、市内で、特別養護老人ホーム1か所を開設している他、在宅サービス（ショートステイ・デイケア・訪問看護・定期巡回随時対応型訪問介護看護・居宅介護支援）を運営しており、系列は市役所のとなりにあります聖仁会病院の系列になります。現在の法人になる前は、聖仁会在宅介護支援センターとしても業務を行っておりましたので、市の高齢者の実態把握などは実績があり経験が豊富な法人となります。

②の社会福祉法人 神聖会については、平成7年設立ということで約23年間の歴史がありまして、市内で、初めて特別養護老人ホームを開所した事業所となります。今現在は特別養護老人ホーム2か所、ケアハウス1か所を開設している他、在宅サービス（ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援）を運営しています。平成9年から在宅介護支援センターも運営しており、高齢者の総合相談、実態把握、ケース対応、介護サービスの調整などの支援を実施してきたため、地域の状況把握と豊富な実績があるものです。

以上のことから、2つの法人とも、地域包括支援センターに必要な高齢者の実態把握、ケース対応については、十分な実績があるので随意契約させていただいた経緯となります。

次に、23ページをご覧ください。No.173「西白井地区コミュニティ施設実施設計業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「西白井地区の自治会などの地域住民同士の交流やふれあいを深めることを目的に、地域づくりの活動拠点となるコミュニティ施設を整備するため、実施設計を実施するものです。

随意契約理由ですが、委員よりご質問いただいたことに対する回答と同様になります。当該事業は、第5次総合計画の重点戦略に位置付け、平成31年度に供用を開始することとしており、施設整備にあたっては、防衛施設周辺整備事業補助金を受けて着手することとしています。

本来であれば実施設計の契約に際し、競争入札により業者選定を行うところですが、平成30年度の補助金交付を受けるためには、平成29年12月までに、建設費の概算額を防衛省に提出することが求められておりまして、基本設計の履行期間が7月末となっていました。こちらを考慮した場合、早急に実施設計に着手する必要があるため、競争入札を行ういとまがないため随意契約としたものです。

また、当該事業の基本設計受託者は、西白井地区コミュニティ施設建設準備委員会から提出された施設建設に係る提案書の意図を熟知するとともに、これまで会議等に出席し委員会や市との協議を重ねて取り組んできたことが活かせ、工事費積算の期間の短縮ができることから、基本設計受託者である(株)水野設計と一者随意契約したものととなります。以上のことから、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約となっています。

金額につきましては、設計金額税抜1,737万7,828円に対し、契約金額税抜き1,200万円で、落札率は69.05%です。

本案件に対するご質問につきましては、委員より、「競争入札をしなかった理由について説明ください。」ということでしたが、先ほど、随意契約理由で説明したとおりとなりますので省略させていただきます。

続いて、25ページをご覧ください。No.201「白井市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、白井市地域公共交通網形成計画の策定に関し、専門的知識を有する事業者から必要な助言等を受け、業務を円滑に進めるため、委託するものです。

随意契約理由は、地域公共交通網形成計画の策定に当たり、公共交通の現況分析、市民の移動実態・ニーズの分析、まちづくりとの関連性の整理など、公共交通に関する専門的知識と経験が必要なことから、プロポーザルによる提案等を受け、その者の能力を評価し、契約相手を特定したいためとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としています。

金額につきましては、設計金額税抜きで925万9,259円に対し、契約金額税抜きが910万2,000円で、落札率は98.3%です。

契約の相手方は 八千代エンジニアリング(株)千葉事務所となります。

26ページをご覧ください。本案件に対するご質問は、「業務内容はどのようなものか」、「白井市の公共交通網の現状、問題点、対策等について」とのご質問を委員からいただ

いております。

業務概要については、一つ目が「市及び公共交通の現況調査」として、記載のとおり、市の人口や公共施設、道路整備などの地域特性の把握と整理と、公共交通の利用状況などデータを分析して、把握するための支援となっております。

二つ目が、「上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性の整理」ということで、千葉県総合計画、白井市の総合計画、そして都市マスタープラン、地域福祉計画など、公共交通に関連した施策等の方向性の整理を行うことが仕事としてございます。

三つ目が、「市民の移動実態の把握」ということで、既存の首都圏パーソントリップ調査結果、これは、東京都市圏の市区町村において、「どのような人が」、「どのような目的で」、「どこからどこへ」、「どのような交通手段で」移動したかを調べたものになりますが、これを活用するとともに、市民アンケート調査を実施し、市民の移動実態や移動ニーズを明らかにするということ。

また、地区別に自治会長等に対してアンケートやヒアリング等を実施し、公共交通への要望、移動ニーズ等を把握するものが三つ目の業務になります。

そして、四つ目が、これらの基礎的な調査・把握事項を基に、「白井市地域公共交通網形成計画（案）のとりまとめ」となります。

計画案の構成としては、望ましい公共交通ネットワークの実現に向けた「基本方針」を定めるということと、調査結果や将来人口推計値から想定される公共交通の将来の潜在需要を予想し、公共交通の「ネットワーク構成の方向性」をとりまとめること、効果検証・見直しを進めるために、「可能な限り数値化した目標設定を計画案の中に取り込むこと」が業務内容となっております。五つ目としましては、協議会の開催ということで、これら計画案を策定するにあたって、市民や有識者、事業者を含めて議論する場を設定するという一方で、協議会を設定して計画の策定の過程の中でその内容をまとめ、計画案に反映するなどの支援となります。

次に27ページをご覧ください。白井市の交通網の現状、問題点、対策等についてということで、まず、一つ目として、「現状」になりますが、回答文のうち、中段あたりも記載しておりますが、市の人口については、平成32年度をピークに減少に転じるということで、高齢化率は24%の現状が平成37年には35%を超える地区もでてくるということで、特に白井市についてはニュータウン地域では街開きに入居した世代が高齢者となってきております。その一方で、開発等が西白井地区で進んでおりまして、平成32年度までは人口が増えている地域もあり、地域間の差異がある状況が想定されます。

そして、市の現状の公共交通機関は何があるかと申しますと、鉄道は北総鉄道（株）、路線バスは2事業者で、船橋新京成バス（株）とちばレインボーバス（株）がありますが、こちらが両者合わせて5つの路線をカバーしておりますが、利用者が減少している状況があり、利用者がいなくなってくると事業者が撤退するという悪循環で、さらに利用者が減ってくるとい

う状況です。また、市では事業者が運行している路線をカバーするために循環バスを運営しています。目的は、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保と、交通の空白地域、主に白井市でいいますと、16号線よりも北側の田園地域になりますが、そちらに空白地域がありますのでそれをカバーする目的、そして、公共施設をより使っていただく目的で運行しておりまして、現在4ルートで市内全域をカバーするとともに、隣の鎌ヶ谷市

の新鎌ヶ谷駅、印西市の千葉ニュータウン中央駅に乗り入れておりました、当初は隣の市の駅まで行くことによって利用者が増えたのですが、現在は横ばいの状況が続いています。なお、タクシーについては、28ページにもありますが、デマンドタクシーはなく、市内に通常のタクシー事業者が3事業者にあるのみといった状況となっています。

次に、二つ目の問題点になりますが、循環バスについては、網羅性を重視した結果、交通空白地域等の解消には一定程度寄与していますが、市の北東側のエリアでは、交通空白地域が生じておまして、1ルートあたりの所要時間が1時間を超えるなど速達性に欠け、運行頻度が低く、市民の満足度は低い現状となっています。

また、高齢化の進展を踏まえると、バス停から300～500mがバス停の想定利用範囲ですが、バス停まで行くにも困難な人が生じるおそれがあります。

そして、白井市はどちらかというと、自家用車に依存した生活を送る市民が多く、高齢化の進展による高齢者等の交通事故の増加を踏まえると、高齢者等を対象に自家用車から公共交通への利用転換を促進する必要性が高まっており、これらが大変重要な課題となっています。

三つ目の対策等ということで、やはり、一番の課題は高齢化の問題で、高齢者社会においても、高齢者等が気軽に外出できる持続可能で利便性の高い公共交通を確保しようと、計画策定に動いていますが、この市民の移動ニーズは地域によっても違ってきますので、地域の特性を把握することと、路線バスと循環バスの再編を進めていきたいと考えています。バス運行の効率化が一番の課題になりますが、田園地域、空白地域においてはバスでは限界がありますので、こちらでは、最適な交通モード、例えば乗合タクシーやデマンド型交通の導入を検討することなどを課題と捉えているところです。

白井市第5次総合計画の中では、重点的な取り組みの一つに「拠点がつながるまちづくり」を掲げておまして、白井駅周辺を中心都市拠点、西白井駅周辺の生活拠点を中心として、各地域のさまざまなセンターなど拠点がありますので、拠点間を利便性が高く、高齢者や子供を含めうまく移動できるかが最大の課題になっておまして、今回の計画策定に当たっては拠点間の移動をいかにスムーズに行うか検討を行っているところです。

それでは、29ページをご覧ください。随意契約の中で、(株)ディー・エス・ケイと契約している案件No.142外31件について、委員より、「(株)ディー・エス・ケイが契約先の案件が32件で契約額の合計が約2億100万円です。一つ一つの案件は、それぞれ必要な業務で、業務の特殊性等から随意契約の理由があり、特段の異論はないが、白井市全体でこのような額になるとなれば、改善の余地が無いか、検討に値すると思います。ということで過去の経緯にとらわれなくて、真剣な取り組みをお願いします。というご意見がありました。

これについて、回答のみになりますが、ご説明させていただきます。

今回の随意契約審議案件のうち、(株)ディー・エス・ケイが契約先の案件(32件)の契約額の合計額は2億176万5,544円となります。

まず、(株)ディー・エス・ケイについてですが、(株)ディー・エス・ケイは地域市町村の行政事務の情報化を効率的に進めることを目的に、昭和51年に創設しておまして、共同センター方式で運営されて、白井市を含む県内9市町が出資する株式会社と

なっています。ということで、出資市町は、ご覧のとおりとなりまして、白井市は昭和57年出資で1,000株 持株比率4%となっています。

これまで、同事業者との契約が多くなった理由ですが、昭和51年当初はバッチ処理（データの一括処理）の依頼のみでしたが、平成2年より基幹系システムのオンライン化を進める中で、住民記録システム、市民税・固定資産税台帳システム、国民健康保険システム等、個人情報扱う基幹系システムや財務会計、庁内の情報システムについても同社のシステムとなっていました。

これら、住民基本台帳システムなど基幹系が同事業者になったことにより、29ページの随意契約の理由にもあるとおり、様々なシステムの賃貸借や委託については、基本的には、その住民基本台帳システムとの連携が必要になることから、同社と一者随意契約となっています。

そして、「改善の余地が無いか」というご質問についての回答ですが、(株)ディー・エス・ケイにつきましては、千葉県内で25市町村、茨城県内で31市町村において行政情報システム（基幹系システム及び庁内情報システムなど）の運用に必要なサービスを提供しており、ハードウェアや設備・ソフトウェアやノウハウを共同利用のセンターとして運営されています。このことから、「法・制度改正」そして、「新たな制度の創設」が行われた場合、システム改修経費については利用している市町村でその費用を按分して負担することになるため、負担が大幅に軽減される効果があります。

そして、現在、電算委託経費等については、システムの共通化・クラウド化等を図り、電算経費のコスト削減を行っているところです。

経費削減には、市からの交渉と(株)ディー・エス・ケイ側からの提案もあり、平成30年度におけるシステム経費につきましては、2つのシステム滞納管理システムの保育料と後期高齢者医療分でクラウド化及び料金形態の見直しを行いまして、システム使用料の変更により、現行価格8,979万8,025円から8,064万円に改定でき、年間約910万円の削減となり、今後5年間、同システムを使用したとして、4,550万円の電算経費の削減が可能になっております。

基幹系システムの中には、生活保護システムなど、(株)ディー・エス・ケイがカバーできないシステムがあり、その場合は、他社のシステムを導入しているケースもありますが、住民基本台帳のデータを使用するシステムの場合、そのシステムに対応した文字データへと変換するコンバート料がその都度発生します。

仮に、基幹系システムの変更、特に住民記録システムを行う場合、一部のみのシステムを変更することは、前述の通りコンバート料が都度発生するため、白井市の基幹系システムほぼ全てを変更する事となり、数年かけての準備作業、概ね3年程度を想定し、基幹系システムの切替えにおいては高度なIT技術を持った人員が多く必要であり、京都府では基幹系システムを刷新するため、入札した新業者への切り替えを3年かけて行うとしていましたが、深刻なシステム障害が発生し、切替えに失敗したという事例がございまして、基幹系システムの業者の切替えにはリスクがあります。

このことから、現段階では、(株)ディー・エス・ケイの株主による割引と共同利用による按分方法による価格で経費を抑えて運用することとともに、システムの共通化及び



クラウド化などシステム効率による経費削減の余地が残されていますので、これにより経費の削減等を進めていきたいと考えております。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

No.155について伺いたいのですが、担当区域内人口が①でだいたい4,400人、②で6,600人ということで、11,000人がカバーされるということですが、白井市の人口が6万3,311人だと思いますが、高齢者は現在市にはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

《事務局》

65歳以上の高齢者が、平成29年12月末現在で15,811人、高齢化率としまして24.8%となります。

《委員》

4,000人くらいカバーが漏れていますが、これはどうでしょうか。

《事務局》

残りの4,000人は市の直営の地域包括支援センターにて行います。

《委員》

No.155の事業者について実績があったということで明快にわかりました。あと、29ページのところですが、(株)ディー・エス・ケイについて、株主が茨城県と千葉県の自治体ということですが、たとえば、法改正があれば全国の自治体に影響があると思いますので、より広域的にシステムを入れている事業者がいて、そこに乗った方が長期的にはより安く済むと思ひまして、たまたま同事業者で運営されていることと思ひますが、長い目でみたときに、全国展開しているようなシステム業者に委託した方が安く済むのではないのでしょうか。全ての自治体で同様の問題があると思ひますが、東京や神奈川といったほかの地域でも同様にこういった会社でやっているものではないかと心配しているところです。

《事務局》

広域的なシステム業者については把握していないところです。

《委員》

(株)ディー・エス・ケイに関して、県内9市町の出資とありますが、全体の資本金と白井市の出資額、社員数、あと公共団体だけの出資で資本金が構成されているのか、株主による割引の割合を教えてください。

《事務局》

(株)ディー・エス・ケイについて、資本金が1,250万円で白井市は50万円の出資となっております。出資しているのは9市町と(株)ディー・エス・ケイの前身の(株)茨城計算センターが出資しています。社員数は138名になります。グループ全体では751名いるそうです。株主割引の割合ですが、1業務あたり5~8%となっております。

《委員長》

その他、入札契約についてご質問がありますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

最後となりますが、平成29年度上半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告することはありますか。

《委員》

ありません。

#### 議題4 その他

《委員長》

続きまして、議題4その他について事務局から何かありますか。

《事務局》

事務局からは特に連絡はございませんが、次回の監視委員会は平成30年度第1回として、7月下旬を予定しております。また5月くらいに日程から調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

《委員長》

本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

閉会